## 佐賀県告示第388号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成 25 年 12 月 17 日

佐賀県知事 古 川 康

## 1 保安林予定森林の所在場所

鹿島市大字山浦字上坂丙 117 番 1、字白仁田丙 150 番 1、丙 151 番 1、丙 168 番、丙 171 番、丙 176 番 1、丙 178 番、丙 185 番 1、丙 185 番 3、丙 194 番1、丙198番、丙200番1、丙200番2、丙208番1、丙208番2、丙214 番、丙 222 番、丙 227 番、字船坂丙 316 番、丙 328 番 1 、丙 328 番 2 、丙 331 番1、丙334番から丙336番まで、丙341番、丙346番、丙359番、丙364 番 2、丙 381 番 1、丙 400 番 1、丙 400 番 2、丙 401 番、丙 402 番 1、丙 485 番3、丙485番4、丙490番2、丙491番1から丙491番3まで、字大平丙 551 番 1、丙 551 番 3、丙 552 番、丙 554 番 1、丙 569 番、丙 570 番、丙 573 番 2、 丙 580 番、 丙 598 番 2、 丙 598 番 3、 丙 603 番、 丙 616 番、 丙 619 番 1、丙621番、丙633番、丙641番2、丙645番、丙650番1、丙740番1、 丙742番1、丙743番、丙745番1、丙745番3、丙762番、丙769番2、 丙 771 番 1、丙 771 番 2、丙 784 番 2、丙 784 番 3、丙 787 番 1、丙 794 番、 丙800番、丙803番、丙812番1、丙812番3、丙817番、丙850番、丙855 番、丙 859 番、丙 860 番、丙 861 番、丙 866 番、丙 882 番 2 、丙 888 番 1 か ら丙888番4まで、丙889番1、字城平丙1472番1、丙1472番2、丙1473 番、丙 1474 番、丙 1542 番、丙 1611 番、丙 1613 番、丙 1617 番 2、丙 1633 番、丙 1642 番、丙 1644 番、丙 1650 番、丙 1652 番 2 、丙 1653 番、丙 1658 番2、丙1659番1から丙1659番3まで、丙1661番1、丙1663番、丙1665 番、丙 1669 番、丙 1676 番 1 、丙 1676 番 3 、丙 1678 番 2 、丙 1679 番 2 、丙

1681 番 1、丙 1681 番 2、丙 1682 番 2、丙 1686 番 2

2 指定の目的

水源の涵養

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町 に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備 課及鹿島市農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)